

令和2年度第2回定期監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

1 工事件名

調布市入間地域福祉センター及び調布市希望の家分場改修工事

調布市入間地域福祉センター及び調布市希望の家分場改修に伴う電気設備工事

調布市入間地域福祉センター及び調布市希望の家分場改修に伴う機械設備工事

2 所管課

事業所管課 生活文化スポーツ部協働推進課

福祉健康部障害福祉課

工事所管課 総務部営繕課

契約所管課 総務部契約課

3 工事概要

(1) 工事場所 調布市入間町1丁目13番地2

(2) 工期 令和2年6月12日（金）から令和3年3月5日（金）まで

(3) 契約金額

ア 建築工事 1億4,718万円（うち消費税額1,338万円）

イ 電気設備工事 3,327万5,000円（うち消費税額302万5,000円）

ウ 機械設備工事 4,752万円（うち消費税額432万円）

(4) 受注者

ア 建築工事 株式会社貴建築工房

イ 電気設備工事 いわき電工株式会社本店

ウ 機械設備工事 宮越設備工業株式会社

(5) 工事内容

ア 施設概要

(ア) 主要用途 集会所・福祉施設

(イ) 工事内容 調布市入間地域福祉センターと調布市希望の家分場において、内部及び外部の全面改修工事を行う。また、2階スラブの補強工事を行う。

(ウ) 建物概要

a 構造規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階建

b 最高高さ 7.9 m

c 敷地面積 2,446.46㎡

d 建築面積 701.79㎡

e 延べ面積 1,014.03㎡

イ 工事項目

(ア) 建築工事

a 共用部

直接仮設工事，防水改修工事，外壁改修工事，建具改修工事，塗装改修工事，外構改修工事，躯体改修工事及び建設副産物処理

b 調布市入間地域福祉センター

直接仮設工事，建具改修工事，内装改修工事，塗装改修工事，躯体改修工事及び建設副産物処理

c 調布市希望の家分場

直接仮設工事，建具改修工事，内装改修工事，塗装改修工事，躯体改修工事及び建設副産物処理

(イ) 電気設備工事

a 共用部

構内配電線路工事，電灯設備工事，動力設備工事，拡声設備工事，テレビ共同受信設備，火災報知設備工事及び撤去工事

b 調布市入間地域福祉センター

電灯設備工事，動力設備工事，構内交換設備工事，情報表示設備工事，映像・音響設備工事，拡声設備工事，誘導支援設備工事，火災報知設備工事，機械警備設備工事，撤去工事及び発生材処理

c 調布市希望の家分場

電灯設備工事，動力設備工事，構内交換設備工事，拡声設備工事，誘導支援設備工事，情報表示設備工事，テレビ共同受信設備工事，火災報知設備工事，機械警備設備工事，撤去工事及び発生材処理

(ロ) 機械設備工事

a 調布市入間地域福祉センター

空気調和設備工事，換気設備工事，自動制御設備工事，衛生器具設備工事，給水設備工事，排水設備工事，給湯設備工事，ガス設備工事，撤去工事及び発生材処理

b 調布市希望の家分場

空気調和設備工事，換気設備工事，衛生器具設備工事，給水設備工事，排水設備工事，給湯設備工事，ガス設備工事，撤去工事及び発生材処理

ウ 工事進捗状況（令和2年10月末現在の進捗率）

66.66%

第3 監査の実施期間

令和2年11月30日（月）から令和3年3月12日（金）まで

第4 監査の範囲

当該工事に係る計画，設計，積算，契約，施工等について

第5 監査の方法

監査に当たっては，調布市監査基準に基づき，設計及び積算が適正かつ合理的，経済的に行われているか，工程，品質，安全等の管理並びに材料，出来高等の検査及び監督が適正に行われているか等を主眼として実施した。

なお，技術調査業務については，特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに委託し，書類審査，現地調査（令和3年1月27日（水）実施）その他必要と認める監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査対象工事については，上記のとおり監査した限りにおいて，予算，法令及び契約に基づき，おおむね適正に施工されているものと認められた。

なお，次のとおり意見を付すので，今後の改修工事等の参考とされたい。

(1) 自動扉の挟み込み防止柵の設置について

当該施設は地域コミュニティと福祉，両面の機能を併せ持つ施設であり，幼児から高齢者，障害者まで幅広い利用が今後も見込まれるものの，自動扉が作動した際の挟み込みを防止する柵が設置されていなかったため，自動扉の挟み込み防止柵の設置について検討されたい。

(2) ペアガラスのサッシへの交換について

室内環境を適度にするため窓ガラスに日射抑制フィルムが貼られていたが，断熱性能の高い建築に改修することは世界的な喫緊の課題であることから，ペアガラスのサッシへの交換を検討されたい。

(3) 下請けにおける市内業者の活用について

建築工事，電気設備工事及び機械設備工事の施工体系図を確認したところ，下請けにおける市内業者を選定する割合が低かったため，今後はできるだけ市内業者を活用されたい。

(4) 建築現場における女性用の休憩所等の設置について

今後，建築現場においても女性の監督員や作業員の増加が予想されることから，工事従事者に女性がいる場合は女性用の休憩所及び女性専用のトイレの設置について配慮されたい。